

地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成16年京都府告示第704号）（以下「要綱」という。）に基づき、令和8年度に交付する補助金の取扱について、必要な事項を定める。

(補助対象期間)

第2条 要綱第3条第1項で定める補助対象事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(要綱第2条関係)

第3条 要綱第2条第1項で定める社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条及び第110条に定める地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会は該当しない。

2 要綱第2条第4項第1号で定める知事が別に定めるところにより計算したサービス活動に係る収益の額については、次のとおりとする。

社会福祉法第59条の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて、同法第2条に規定する社会福祉事業並びに同法第26条第1項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省関係省令第168号）第5条で定めるところにより計算した額（法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額）。

3 要綱第2条第4項第2号で定める知事が別に定めるところにより計算した経常的な収益の額については、次のとおりとする。

公益法人会計基準について（平成20年内閣府公益認定等委員会）及び「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年内閣府公益認定等委員会）に基づいて計算する正味財産増減計算書の経常収益の額。

4 要綱第2条第4項第3号で定める知事が別に定めるところにより計算した教育活動に係る収入の額については、次のとおりとする。

私立学校法（昭和24年法律第270号）第47条第1項に基づいて作成する収支計算書において、学校法人会計基準（昭和46年文部科学省令第18号）に基づいて計算した事業活動収支計算書の決算の項、教育活動収入計の額。

5 要綱第2条第4項第4号で定めるその他前各号に準じる者として知事が別に定めるものについては、次のとおりとする。

- (1) 宗教法人であって、前年度決算において、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 25 条に基づいて作成する収支計算書において、事業活動収支計算書のサービス活動収益の決算額が 4 億円を超えないもの。
 - (2) 非営利活動法人であって、前年度決算において、非営利活動法人会計基準及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第 27 条に基づいて作成する活動計算書の経常収益の額が 4 億円を超えないもの。
 - (3) 任意団体又は個人であって、前年度決算において作成する任意の損益計算書における全体の売上高が 4 億円を超えないもの。
- 6 要綱第 2 条第 5 項第 1 号で定める知事が必要と認めるものについては、小規模法人等が自ら実施する次の事業とする。
- (1) 人材の確保に資する、情報発信、広報活動又は採用に関する体制の整備に係る事業
 - (2) 人材の育成に資する、職員の研修及び資質の向上に係る事業
 - (3) 人材の定着に資する、体制の整備又は健康増進に係る事業
 - (4) その他これらに類する事業
- 7 要綱第 2 条第 5 項第 2 号で定めるきょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき知事が別に定める認証とは、きょうと福祉人材育成認証制度に基づく当該認証を取得した法人が、取得することができる上位の認証をいう。

（要綱第 4 条関係）

第 4 条 要綱第 4 条第 5 号で定める認証制度に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言した施設とは、要綱第 6 条第 1 項に定める交付申請までに宣言事業所の申込みを行っている場合を含む。

（要綱第 5 条関係）

第 5 条 要綱第 3 条第 1 項に規定する事業に係る補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（要綱第 6 条関係）

第 6 条 要綱第 6 条に規定する申請書は、別記第 1 号様式とする。

（要綱第 8 条関係）

第 7 条 要綱第 8 条に規定する申請書は、別記第 2 号様式とする。

（要綱第 9 条関係）

第8条 要綱第9条に規定する申請書は、別記第3号様式とする。

(要綱第10条関係)

第9条 要綱第10条に規定する実績報告書は、別記第4号様式とする。

(要綱第11条関係)

第10条 要綱第11条に規定する報告書は、別記第5号様式とする。

(経過措置)

第11条 民間社会福祉施設サービス向上補助金要綱第1号様式の添付書類(3)から(5)までは適用しない。

附 則

この要領は、平成30年11月5日から施行する。

「民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱の運用について」(平成28年度最終改正)は廃止する。

この要領は、令和元年8月30日から施行する。

この要領は、令和2年6月23日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。